

## 「第7回高知県南海地震条例づくり検討会」

日 時 平成 18 年 11 月 13 日（月）

出席者 高知県南海地震条例づくり検討会：

青木宏治副会長、武市幸子委員、多賀谷宏三委員、土居清彦委員、

西坂未来委員、半田雅典委員、藤原亨委員、細川しづ子委員

事務局：高知県危機管理課

---

（事務局）

それでは時間となりましたので、ただ今から第7回高知県南海地震条例づくり検討会を開催させていただきます。本日はお忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。

資料ですけれども、お手元に、右肩にナンバー1から6までの資料を配布させていただいています。その中で資料5の2ページ目、下にページ3、4表裏でふっているものは差し替えですので、差し替えをよろしく願いいたします。それと本日、A3とA4をホッチキス止めで、資料ナンバーとは記載してないですけれども、ワークショップ関係の資料を追加で配布させていただきましたので、ご確認いただければと思います。何か足らなければ、お手を挙げていただければ、資料のほうよろしゅうございますか。

それでは、会議に移らせていただきます。本日検討委員12名中8名の出席をいただいております。議事に入ります前に、今日は、岡村会長、上田委員、久松委員、小野委員が出席ではございません。

議事に入りますけれども、岡村会長がご病気のため欠席となりますので、要綱の規定によりまして、前回に引き続き青木副会長に本検討会の進行をお願いしたいと思います。

では、青木副会長よろしく願いいたします。

（青木副会長）

会長代理は最後になるんじゃないかという期待を持ってやらさせていただきます。

議事で見ただくと分かりますようにこの検討会で条例に盛り込むテーマの洗い出しが今日であと3項目、残っています。26日のシンポジウムに備えて、ワークショップの報告があります。もう一つは条例についてです。これから本番ということで条例について、これまでは課題を、南海地震に対する課題というかを、どういうものがあるんだろうかということを追ってきたわけですが、これからは本格的に条例として集約して策定の仕事に入ります。そういう意味では事務局のほうからのあらあらの案が出てきています。これはあくまでも案ということですので、これからわれわれの検討会の審議の流れとワークショップ等々受けて、検討していかなければならないこととなります。そういう意味から言うと、大きな課題が今日は三つありますので頭の切り替えをしていただいで進めていければ

というふうに思います。

シートを開けていただきますと、ナンバー38です。まず事務局のほうから項目の整理票の説明をお願いします。

(事務局)

資料3のナンバー23につきましてご説明させていただきます。

内容というところに記載をしておりますが、南海地震から身を守るためには地震が発生する前に主体的な備えを行うとともに地震発生時に正しい行動をその場の状況に応じて判断できるよう自らの身の安全は自ら守る人づくりが必要となります。防災機関、防災関係者をはじめ、すべての県民が地震・津波に関する正しい知識と行動を身につけるためには、防災教育や啓発を推進することが重要となりますので、学校や家庭、地域、職場など多様な主体の中で連携をしながら息の長い取り組みを進めていくことが必要となります。

実施主体としましては、防災関係者の研修は防災関係機関が職員を対象として実施をし、防災教育は県や県教育委員会、市町村、消防本部、市町村教育委員会が南海地震を経験する可能性が高い世代を対象として実施をする、そして防災に関する広報は、防災関係機関が自ら実施する取り組みや地域住民に意識を高めるために多様な媒体を活用して実施を行います。

防災教育や啓発に関しましての法体系上の規定は特にございません。

取り組みとしましては、県民への情報提供として平成16年には南海地震に備える県民啓発用の小冊子を全戸配布しております。また、南海地震ホームページの作成、南海地震情報コーナーの設置を行っており、津波浸水予測図など各種の調査報告書はこれらのホームページや情報コーナーで閲覧をすることができるようになっております。

教育現場における防災教育としましては、平成15年度から平成17年度まで、県内33の小中学校を防災教育モデル校に指定し、防災教育授業を行い、18年度には幼、保、小、中、高、盲、聾、養護学校の全校種向けの土佐の防災学習プログラムを作成し、防災教育普及の担い手となる教職員等を対象に防災教育研修会も実施をしているところです。

防災教育の実施率については、平成17年度のものを記載をしておりますが、最後の市、国立小中高等学校の数値、これが66.7%となっておりますが、ちょっと数字の記載ミスがございまして、訂正させていただきたいんですが66.7と記載をしているものを71.4と訂正をお願いします。

その他にも地域における防災学習とか起震車による巡回啓発などが行われており、また現在防災学習センターの構想づくりなども行っているところです。防災学習センターの建設の時期については整備手法や財源などを今後、庁内で議論を深めていく必要がありますので時期については未定といったところです。

次のページになりますが課題としましては、地域や学校などによって南海地震に対する危機意識の温度差が見られ、学習や研修会に取り組む意欲や姿勢に差が見受けられることがございます。また、学校、家庭、地域が一体となった防災への取り組みを推進するため

の体制づくりや無関心層をどう減らし、啓発を具体的な備えの行動につなげていくかといったこと、それから啓発の担い手を拡大し育成すること、こういったことが課題として挙げられるところです。防災教育啓発の推進についての説明は以上です。

(青木副会長)

はい、どうもありがとうございました。

これまでと同じように、整理票のシートとナンバー38のシートの中で補足説明か、またはほかの人が書いた場合に質問だとか、意味が分からないだとかということのご意見を伺えればと思います。

(藤原委員)

シートの共助のところでもちょっと長く書かせてもらったんですが、地域の保育園、幼稚園、各学校、福祉施設と共働し、次世代につなぐ取り組みと、保護者、PTAを巻き込んだ活動を行う。これを書かせていただいたのは、防災のモデル校として指定された学校が地元でありまして、その取り組みは大変素晴らしかったです。子どもたちが主体性を持って、逆に地域の人たちを巻き込むような、本当にわれわれも地元として一緒にやろうというような気になるやり方をさせていただいたんですけども、実は、それが先生が代わられたりするとパタッと止まってしまいうんですね。正直それに取り組まれるいろんな思いとか知識の豊富な先生方というのは、まだまだやっぱり少ないと思いますけども、繋がっていないというのがすごく感じるんです。それを繋いでいくためにはどうしたらいいか。これは先生頼りではつながらないと思うんです。それが学校全体としてもそうだし、同時にその地域、また地域でも各幼稚園とか書き込んでおりますけども、そういった様々なところと一緒に進んでいけば、どこかの先生が代わられてもまた繋がっていける要素があると思うんです。教育委員会としても教育における取り組みも継続性、せっきある学年でいい学びをしてもっともっと伸びていく基礎が見えてきた中でシュンとなってしまうのが非常にもったいないというのをちょっと実感しております。それを繋いでいくことが、次世代へ危機感とともにさらに啓発も深まっていくだろうし、また意識も深まっていくそういった中にはやっぱり単発で終わらない、どうやったら繋がっていけるか、それを学校だけじゃなくて、地域でそれを考えられる土壌づくりがぜひ必要ななと思って書かせていただきました。

(青木副会長)

今のところの文字が違ってると思うのですが、共に同じで共同にするか、協議会とかの協と働くを書くか、どちらかだと思うんですがどっちがいいですかね。

(藤原委員)

共に動くという意味合いです。

(青木副会長)

ああそうですか。造語をしたわけですね。クォーテーションマークでも付けて何か変えた方が良くと思います。

(藤原委員)

防災教育いうところで、先日、自分のところの福祉施設で、職員全員で3時間講習の救命講習を受けたんですけども、5年ごとに見直されるんですね。ちょうど来年ぐらいですか、近々変わると。今まで習っていたものとやっぱり違ってきてるんです。これは省かれたようなところもありますし、例えば回数が増えたりといった変化が、今はこれはいかに一般の方々が行き方を覚えた上でできるだけ救命率を上げていくか、そこで見直しがあるんじゃないかなと改めて変わったことを実感したんですけども。やっぱり繰り返して受けなくちゃならないということをよく聞くんですが、まさにその通りだなということを感じております。ですから1回やったら、やった気になるんですけども、やっぱりその辺が変わってるんだよということも何か、条例ではないですけどもやっぱり防災教育を進めていく上では常に変化してるんだよということも意識が必要かなということは頭で感じましたので申させてもらいました。

(青木副会長)

その他いかがでしょう。

整理票の中で、起震車で巡回啓発というのは、具体的にはこれ意外とテレビだとかでもよくやっています。どこがどういうふうに管理して、どういうふうに使われているものです。体験するっていうのは大事だと思うんですけど、誰かが、例えば町内会が防災訓練をやりたいというようなときに、連絡すれば取れるのかです。

(事務局)

起震車は、現在県に1台ございまして、管理は消防学校でやっております。申し込みも消防学校に申し込みいただくということになっております。ただ、1台しかないわけございまして、現在順番に、学校のほうに体験学習ということで回しております。従って地域ごとにローテーションを組んで体験授業ということで回しておりますので、例えば宿毛市で使われているときに高知市で使いたいというような申し込みがあってもなかなか使用できない、こういうような状況になっております。

それで宿毛市とか中村市の学校を回るときに、そういった地域の方々もそのときに利用していただく、そういうような形で市町村と連携しながら起震車の運用を図っているのが現状でございます。

(青木副会長)

これは条例に盛り込むかどうかに関わってくるんですが、防災学習センターの構想とい

うので書かれていて、これは要するに南海地震だけではないんだろうと思うんです。そういう中で防災関係のその他の啓発事業だとかを、要するにこういう学習センターが担うのかどうか。要するに条例の中に盛り込むぐらいの、南海地震条例の中に防災学習、地震防災でもいいんですが、そういうコーナーをつくるだとか、どれぐらいのことがというのが、これから考えるということですか。

(事務局)

防災学習センターの構想につきましては、今現在、業者に委託をして高知県としてつくるのであればどういった機能を備えたものかといったことの構想づくりをしているところです。防災教育と関連が出てくることだと思うんですけど、地域ごとの学校で当然、防災教育をしていく。一部、体験をするという意味で起震車も県のほうとして1台購入をして各地域地域を回っているところなんですけど、体験をして学んでいくという部分については、やはり防災学習センター的なものが必要なんじゃないかというふうなことで構想づくりをしているところです。よその県でも地震の被害が大きい県を中心として、こういった防災学習センターを県が整備している事例もありますし、市町村レベルで整備している事例もございます。そういったことを高知県としても考えられないかといったところ、それから防災教育とうまい具合に連携、関連を取りながらより効果的な手法が取れるんじゃないかということで検討はしているところですが、よその事例を調べてみますと運営費用にかなりお金がかかるということもございますので、今すぐにこういった学習センターが建てられるのかどうなのか、運営できるのかどうなのかというのは、庁内で構想ができた段階から議論を深めていきたいと考えています。

(青木副会長)

はい、どうもありがとうございます。

県内では、土居委員のところなんかそういう意味ではそういう機能っていうのは持たれていて、人を派遣したり、土居さん自身が行かれて研修だとか、要するに防災教育を担う機関といいますか、組織はどんなふうになってるのですか。

(土居委員)

青少年育成活動の中に、JRC というのがありまして、その中に安全という部分のコーナーがあるんですけども、その安全という部分の中で加盟校 190 校ぐらいあるのでしょうか、その学校の子どもたちに今、災害から命を守るという安全対策、命の尊厳のプログラムを提供しております。そのトップに入ってきたのが大津の小学校で、実際に被災したということで、赤十字の救急・救命から始まりまして担架搬送、命を守るための対策、こうしたことを指導して県下各地を回っています。これは子どもの部分になります。

大人に関しましては、そうした命の尊厳という形の中で自分の命は自分で守る、私たちは「自守」と言っていますが、自分で自分を守りなさい、自助じゃないんですね。自助は

その次の技術がくる。まず一つの知識の、中の部分と技術の部分とを分けて指導しているんです。昨日も旭のほうで防災訓練がありまして、朝倉のほうでも防災訓練がありました。二つの訓練にうちの指導者を派遣しまして、そうした命の尊厳についての実技指導をしているというのが現状でございます。県下各地から要請がありまして、これに指導に回っているというところなんです。やるところはよく勉強するんですけども、なかなかしないところはなかなか踏み込めないというような状況じゃないでしょうか。

(青木副会長)

ありがとうございました。プログラムだとか条例の関係で言うと、担い手や組織に関わって指導者育成も含めてですが、系統的に追及していきなさいいけない課題だと思います。

(土居委員)

やはりこうした防災に関する考え方といいますか、やはり私たちは県下各市町村も回っていくんですけども、教えてもまた担当が代わるんですね。そうするとまた同じことの繰り返しなんです。私は医療の部分も絡んでおりますので、災害医療と平時医療の違いを教えるんですけども、次の年行きますと担当が代わりましたということで、なかなかプロが育ってこないという部分が非常に多く見えるんです。そんなことから考えるとやはりこの命に関する部分に関しては、やはりそれぞれの担当がプロとして育つ体制をつくらない限り、同じことの繰り返しじゃないのかなという感じで持っております。

(青木副会長)

先ほどの藤原委員の意見にも繋がりますが、継続というか持続、継承して繋いでいくということは大事だということは確認しましょう。

次のシート 39 の、備えの段階ということでの企業防災活動をやっていきたいと思います、整理票は 24 ですので、まず整理票の説明からお願いします。

(事務局)

資料 3 のナンバー 24 のほうからご説明をさせていただきます。

まず、企業の防災活動の活性化についてご説明させていただきます。内容というところに書いてありますが、災害時に事業所の果たす役割としては、従業員・顧客の安全の確保、事業活動の維持と社会経済の安定、地域防災活動への貢献の三つがあります。具体的には地震防災活動に関する組織を事業所内に整備をし、活動リーダーの育成、周囲の危険を把握し、施設・設備の安全性と耐震性の確保を図るなどここに記述をします様々な取り組みが求められております。事業者は自らに課せられる社会的な責任や使命を認識し、求められる役割を果たすことが必要となります。また、津波浸水想定区域内にある事業所については、自らが定めた東南海・南海地震防災対策計画に基づいて地震・津波への対策を行っていくこととなります。県では事業者と連携し、災害時の協力体制を整えていくほか、必

要に応じて事業所の防災活動を促進するための側面的な支援を行うこととなります。

法体系としましては、災害対策基本法第7条第2項では、法人を含むその他の住民が自ら災害に備える手段を講じるとともに、自発的な防災活動に参加するなどの防災に寄与するよう努めることが規定をされています。また、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法では、東南海・南海地震防災推進計画および対策計画の作成義務が規定されています。

取り組み状況としましては、県では平成17年度には社会福祉施設が地震防災対策を推進するためのマニュアルを作成して要援護者施設の対策への指導に当たっております。また、津波浸水予定区域に立地する事業所に東南海・南海地震防災対策計画に基づいて防災訓練の実施を促すためのビデオやパンフレットを作成しております。

課題としましては経営者に対して南海地震対策の必要性を浸透させ、従業員教育や訓練、業務上の危機管理など減災への取り組みが自発的に行われていくための仕組みづくりなどが挙げられます。また、地域と連携して、事業所の防災活動を促進していくことや事業所と行政との協定、事業所間の協定を結んでおくことなど平時から災害時お互いの役割分担と提携の仕組みづくりを促進していく必要があることなどが挙げられます。

続きまして、危険物等の取り扱い施設の安全の確保についてご説明をさせていただきます。同じく資料ナンバー3のナンバー25をご覧ください。

内容のところにも書いてありますが、危険物等の定義を書いています。消防法の危険物、高圧ガス、火薬類、毒物・劇物と、ここでは規定をしております。地震や津波の発生時に爆発、火災の発生や流出による人体・動植物への直接被害、大気・水質・土壌の汚染など危険性の高いものについては製造、貯蔵、処理または取り扱いの安全性の向上を図る必要があります。このため、それぞれの法令に基づいて規制や指導、自主保安体制の確立、啓発、危険物等の災害応急対策、住民の安全確保のための体制整備などが行われております。

実施主体としましては、平時には危険物等取扱施設の管理者は各法令に基づいて、安全性の確保しなければなりません。一方で県では、危険物等に関する各法令に基づき検査、指導等を行っていくこととなります。

災害応急対策としては、県警察は危険物の災害が発生し、または火災等の災害が危険物などの施設に及ぶ恐れのある場合は、施設管理者や市町村などと連携して負傷者などの救出を行うなど災害の拡大防止の措置を行うこととなります。施設管理者は市町村に被害の状況、応急対策活動など報告をし、速やかに災害の拡大防止のために必要な措置を行うこととなります。

法体系としましては、消防法に規定されます石油タンクは昭和52年の政令改正によって特定屋外タンクについての耐震性に関する技術上の基準が定められております。その後、平成6年と平成8年に政令等が改正をされ、揺れや液状化などに対する安全性が強化をされています。自家発電などの燃料タンクで消防法第9条の4に規定されるものにつきましては、貯蔵または取り扱う場所の位置や構造物等の技術基準が市長村条例で定められております。また、高圧ガスの貯蔵施設につきましては高圧ガス保安法で貯蔵所の位置や構造、

設備の技術上の基準、危害予防規程の作成義務などが規定されています。火薬庫については火薬類取扱法で火薬庫の外壁から保安物件までの保安距離や危害予防規程の作成の義務付け、作業員への保安教育の義務付けなどが規定をされております。毒物・劇物につきましては毒物および劇物取締法で製造、輸入、販売を行う毒物劇物営業者などに飛散、漏れ、流出、しみ出し、地下へのしみ込みを防ぐのに必要な措置が義務付けられております。

東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に係る特別措置法でもこうした危険物を製造したり、扱ったりする施設については消防計画や予防規定、危害予防規程、対策計画に津波が来襲したときに生ずる可能性のある火災や流出等を防止するため、特に必要がある応急措置について具体的に明示するよう義務付けられています。

取り組み状況につきましては、県や消防本部などでは危険物等の関係団体と協力をした講習会、研修会などの実施また施設管理者、市町村、消防本部などと連携した防災訓練の実施、さらには調査や検査を実施するなど洪水、地震、津波に対する安全性の確保を図っております。高圧ガスにつきましては、移動中の災害対応として高知県高圧ガス地域防災協議会が、LP ガス関係については、社団法人高知県 LP ガス協会が組織をされており、業界団体としても安全対策に取り組んでいるところです。

課題としましては、危険物がいったん事故等を引き起こすと影響が甚大かつ広範囲に及びますことから、法令により安全基準等が定められております。少なくともその範囲内での対策が取られています。そのため自治体が法令に定める以上の安全基準などを独自に定めるためには、その必要性や効果の検証などを求められることとなりますので、非常に困難性があるのではないかと考えています。

企業の防災活動活性化と危険物等の取扱施設の安全の確保に関する説明は以上です。

(青木副会長)

それでシートのほうで見てもらって、質問なり補足はありますか。

(多賀谷委員)

共助のところの丸の4つ目の「オリジナルを競うのではなく、よいものを借用して普及させる」と、これはどういう意味でしょうか。

(青木副会長)

何かで読んで書いたんだと思うんですが、自己流といいますか、要するに自分でこうだという思い込んで自己流に次から次にといいよりは、やっぱり教訓で試されたものを精査してやるべきであるということです。

(藤原委員)

私もちょっと疑問に感じていたんで、大体分かったのですが、要はそういう事例をどれだけ共有できるかというところへ繋がっていくんじゃないかなと思います。アイデアはアイ



デアとしてそれを実効した中で、こういうメリットがある、こういうデメリットがある、そういったものも併せて共有化していったら浸透もしやすい。それがこの事業所がやるのであるか、集約するのが公助のほうでやるのか、その辺もあらうと思いますけども、そういう事例というのを本当に全国規模で集約できれば、かなり参考になると思うんで、そういったものが併せてできればいいんじゃないかなと思います。

(青木副会長)

Business Continuity Plan という BCP というのが出てきています。ふと思ったのは整理票の中で事業所が災害時に果たすべきということで従業員、顧客の安全確保、事業活動の維持と社会経済の安定、地域防災活動への貢献の三つがあります。事業活動の維持と社会経済の安定というのが、BCP といつかビジネスコンティニュティ、事業継続計画が、もしそれらが一致しないだとすればそういうマニュアルは規則だとかになると思いますけども防災時、備えの段階で BCP という Business Continuity Plan というのをつくるんだったら、こういう三つの項目が全部含まれるように指針を作るべきではないかと思います。

もう一つは整理票の二つ目のほうの危険物のところは、かなり詳細に書いてくれてるんですが、これは届出制の場合もあるし、認可制という場合もあると思います。こういうのの仕組み、連携の取り方をどうつけるのか、また協力体制をどうつくっていくのかって辺りは少し条例化するときにはかなり慎重にといつか厳密にやっておかないと、備えとかなんといざというときに穴があったら大被害が出るということになるかなということをやっと思います。BCP のところは、条例で作っていくときに多分使うんでしょけどいろんな地震関係の本読むと出てきますので、復興だとかのところでかなり書かれていますのでそういうのがあったら、ちょっと用語の統一もしておきたいと思いましたので。

(多賀谷委員)

一つは、まず今のナンバー39の応急・復旧段階の共助のところに黒ポチの文言が入ります。これはこの場所でいいんでしょうか。地震発生時なのかなという気がします。それが一つと、それから先ほど青木先生からお話がありましたように、資料ナンバー25の危険物関係、これは一つ一つの許認可においては、相当な法律にのっとったことがやられてると思うんですが、地域性だとかその場所特有の自然条件、そういったことによって差がかなり出てくると思うんですね。それから昨今話題になっていますスロッシングの問題だとかはまだ技術的にも確立されていない部分があります。その辺で青木先生が仰ったような落ちが出る可能性があるというのがありますので条例づくりに当たってその辺りも勉強しておく必要がある、考えておく必要があるというふうに強く私は思います。以上です。

(土居委員)

今、先生が話されたのと同じです。私たち新潟出たときに、一番最初に調査に出たんですよ。その調査に出たというのは何かといいますと、ガソリンタンクについて、どうい

状況でガソリンが漏れていないかどうかを調べに行ったんです。非常に頑丈につくられておりまして、危険物に関しては、さすが法的に守られてるのかなということで、納得して帰ってきたんですね。この今回もそうですけども、法令がつくられたのは大体、昭和 30 年、40 年代ですけども、それにのっとった形の中で今回の南海地震に耐えられるような体系が取れているのか、そこら辺りをちょっと不安に感じるんですけども。その辺りの調査はされているかどうかちょっと県のほうに聞きたいんですが。

(青木副会長)

答えられる範囲で、宿題で残しても結構です。

(事務局)

先ほど土居委員のほうからご質問がございましたが、各法令に基づいてできる対策というのは、過去の災害事例を踏まえて対策が盛り込まれていると思います。ただ、南海地震の場合には、当然津波が岸部を襲いますのでそこには様々な危険物があるといったことになろうかと思えます。こういった対策につきましては、国としても一定懸念をしています。ただ、こういった現象が起こるのかといったことを検証していく必要がありますので、例えば、消防庁では来年度の概算要求の中に 2 億円ほどの予算を計上しております。実際に危険物施設が津波や浸水でどういうふうな影響があるのかといった実証実験を通じて検証を行うといったこともやっているところです。

当然、危険物を取り扱う事業者の方に規制なりそういった義務を課すということであれば、一定そういう実験を通じて検証して、危険であるということが、ある意味把握ができないと実際には難しいのではないかと考えています。そういった部分については消防庁を中心に国レベルで研究等をしながら、こういった対策が必要なのかというのを考えている段階です。これを県に置き換えた時にどうなのかと言うと、こういった検証には大学の先生方の協力なども当然必要ですし、多額のお金もかかるということで、県の考え方としては基本的には国レベルで検討していただき、対策の必要があるのであれば各省令を改正をして対策の強化をしていただきたいというふうに考えているところです。

(青木副会長)

それ以外はいかがでしょうか。実験の試薬だとか工場の廃棄物じゃないけど、工場から出てくる薬品を扱っているところなんか、かなり大きな被害が出ることも考えられる。津波の場合にはとりわけ重大だと思います。いかがでしょうか。

最後にシート 40 ということになります。

備えの段階のところだとたくさん知ってもらって、みんなが一つ間違っても、おおかみ少年じゃないけどいつも脅してるような感じで受け止めてもまずいし、実際に備えていくというのを準備して徐々につくっていくということが大事だと思います。メディアだとかの使い方が大きいと思います。または県だとか行政側がどういう形で流すものにみんなが関

心を持ちかつ信頼を寄せてもらっておかないといかんということだと思っんです。

なければこれで一応シートとしては全部終わったということになります。

それでは、ワークショップの報告までいって休憩取りたいと思いますのでよろしく願います。

(事務局)

関係する資料が三つにわたっておりますので、まずメインの資料の資料4番をお開けください。それから、対策が一覧になっているものが別途あります。それからもう一つ、南海地震条例づくりシンポジウム資料と書いた別とじの資料があります。

まず資料4についてお話しさせていただきます。南海地震条例づくりワークショップについては403名の県民の方にご参加いただき、ワークショップの中で、地震で心配なこと、困ることは何ですか、という質問をまず投げかけさせていただきました。そして1,451枚のラベルが張られまして、それを集約したのが資料4番になります。この県民が一番心配で困ることについては、11月26日に開催します南海地震条例づくりシンポジウムのディスカッションのテーマに2題集約させて、そこでまた深めていくというふうになります。この出どころはこちらの県民の不安です。別途とじましたA3のシンポジウム資料のほうは、その課題に対してどういう対策、解決方法があるというふうに県民の方が張られたラベルの整理です。A4のほうは要約したもので、A3はほとんどラベルそのものを打たせていただいたものです。

それではどういう傾向があったかということについてですが、まず県民からの課題提起について、資料4番の9ページをご覧ください。そちらのほうに図を書かせていただいています。この図には、南海地震条例づくりのためのワークショップのまとめ、地震が発生して困ること、心配なこと、というふうにクモの巣状にそれぞれのテーマの因果関係をまとめています。一番数が多かったところは中心から左方向にあります避難で277枚のラベル。403名の参加でしたのでほぼ6割の方が、この点についてご指摘されておりまして、また中央下、時計でいうと6時に当たる辺りに、共助の部分の不安を4人に1の方が張られています。またその上辺りに、救出について、約3分の1の方がラベルを張られて、そのまた左下、大体7時ぐらいに当たるところが避難生活。この辺にラベルが相当集中しました。また右肩の上の方向には、孤立、それから土砂害による道路の寸断による孤立、またそのことでライフラインが寸断する、という孤立自体についてのテーマが見受けられます。これについて、キーワードが四つほどありますので解説させていただきます。

5ページをお開けください。関係図からまず言えることは、自宅の倒壊やそれに伴う住宅密集等での火災に対する心配があり、これを基にして災害弱者も含めた避難生活が挙げられ、安全な場所への移動と安全確保へのニーズが高いと言えます。特筆すべきは避難場所よりもそこまでの避難経路に対する心配が非常に多いことです。例えば避難路が危険ということについては27名のうち、明らかに山間部からの参加者が10名、海岸部からの参加者の7名の意見があって、高知県特有の津波と山崩れの双方への対応の声が上がって

ます。また避難場所を知らないという意見が 29 名と 3.5%います。少なくともこのワークショップに来られているということ自体で、ほかの県民の方よりは南海地震に対して意識が高い方だと思いますが、その方がまだなお避難場所を知らないと書いているので、そのことについてどう対応したらいいか検討する必要があると思います。避難生活の中で災害支援があるか心配だという方が 25 名のうち、県の中央部から遠い幡多地区や山間部で正味 18 名が意見を出していることも一定考慮する必要があると思います。

2 点目は救出避難における住民同士の共助がキーワードです。これは 6 時の位置にあった辺りですが、避難以外の問題として参加者が心配していることは、家族を中心とした周辺の安否確認と、高齢者や障害者などの災害弱者とけが人などの救出です。このために必要なものとして自主防災組織についての問題意識と住民同士のコミュニケーションが挙げられています。自主防災組織については訓練と住民参加が求められているとともに、組織そのものの立ち上げが必要との意見が多いです。住民同士のコミュニケーションについては、都市部や市街地を中心として日ごろの住民同士の関係が薄らいでいる様子も伺えます。個々のコミュニティーの運営に期待が寄せられています。

また 3 点目のキーワードが、津波への対応は避難と非常に密接に関係があったということです。津波による直撃と低地や河川流域での浸水被害への懸念は、県内全域で海岸部共通の課題でした。「津波から逃げる場所がない」に代表されるように避難そのものへの深刻な心配があることも明白です。また避難路のうち夜間の避難が心配という意見のうち 10 人中 7 人が海岸部で出ています。今後の津波対策を考える上で重要です。

4 点目として中山間地域での土砂災害と孤立への対応がキーワードです。地盤の被害に対する心配のうち約 8 割が山崩れや土石流といった土砂災害です。孤立を心配する意見の 7 割程度が中山間部で多く出ました。低地では液状化や地盤沈下が心配されるものの、やはり中山間地域の防災対策も喫緊の課題だと言えます。

このテーマから、これらの 4 つありますけれども、数の多かった避難路、避難場所についてのテーマと共助について、私たちは助け合えるか、ということについてシンポジウムのほうでテーマにしたいというふうに整理をさせていただいています。またこれに対しての県民から出た対策については、A4 版の資料を見ていただきまして、A4 版資料の 1 ページ目にあります南海地震では対策は誰がやるのかというのにラベルが行政、地域、自分というふうに分けた中でいきますと、行政が 107 枚、地域が 107 枚、自分が 92 枚というふうに張られています。ちょっと差があるようですが 92 枚も 107 枚も差は 15 枚程度で、やや自分が少ないですけれども皆それぞれやるべきことがあるのではないかとというふうに県民の方もお気づきです。その対策はいつからやるのかについては、遠い先に来る地震かもしれないけど今からである、というふうに圧倒的に多くラベルを張っていただきました。そして、地震対策の集計結果としては左上の表ですが、共助が対策として大事なんだというふうにラベルを張られています。また上から 5 つ目の避難について 117 枚のラベルが多くアイデアを出されました。KJ 法による対策のまとめ、最後のほうに共助と避難の部分が出ています。これがこのラベルが、今度シンポジウムに関係してくるテーマに対する県

民の考えでの対策ですので、別添 A3 の資料などパネルディスカッションに参加される委員の方はぜひお目通しをお願いします。

対策の主体と時期に関する集計結果ですが、これは先ほど話させていただきましたので、3 番の対策分類の単純計算と実施主体に関するクロス集計結果ですが、ここの表のちょっと疑義を生じるであろうことについて解説させていただきます。ライフライン被害の横の合計と実施主体別の合計に差があるのは、対策は書いたものの実施主体に丸を付けるというところまでワークショップ上で時間がなく右側の作業まで至らなかったため、この二つの合計数に差が出ております。そういう意味ですのでご了承ください。

そして、地震対策の代表的な A3 のほうは実際の皆さんのラベルをそのまま打ちましたので、これは地震対策の代表的な意見ということで大きなキーワードになるような対策の項目をここへ書かせていただきました。事務局からは以上です。

(青木副会長)

はい、どうもありがとうございました。

当日は NPO の方が説明をしてくれるんだと思います。

今のところでデータの読み方だとか、何か意見というよりは質問があったらお願いできますか。

(土居委員)

このワークショップまとめで、要は 1,451 件ということは、51 人ということですか。今日言っていたライフラインの被害について 104 名の方しか心配と答えていないという見方でいいんですか。

(事務局)

403 名の方が実人数としておりまして、1,400 いくらかというのはその方たちが張ったラベルです。1400 いくらかを 400 で割ると一人当たり何枚張ったかということです。ラベルのカウントでやっています。

それから、この傾向は、不安なこと心配なことということで、自分が家で家族といるといようなところからの発想で KJ 法で出したものですから、自分を中心に思いつくまま書いていったことや、全体を通して 2 時間以内のワークショップでしたので延々ずっと話してれば多岐広範にわたっていったと思いますが、非常に時間も短かったもので、ある発想の中での限定にとどまっていると思います。また心配なことが初日の 1 日間に関わってくることに多く、復旧・復興とか、備蓄食糧のことは書かれてもトイレのことは書かれないとか、啓発は書かれても学校での教育のことは子育て世代の方が参加が少なければ忘れていたりとか、そういう部分があります。そのことがワークショップをする段階で、ある部分に偏るだろうということはあると思いますので、それをまたそれ以外、そこで県民から出てこなかったテーマは非常に重いテーマなので、条例から外すことはきっとできない大

事なテーマで、その部分は県民が解決をまだ見出せていないところなので、条例の検討の中で、その解決手段を探っていくべきであろうし、またこの検討会で、県民から出なかったテーマについてもご検討いただけたらと思います。

(多賀谷委員)

まず今の段階で厳密に分析するというのは非常に難しいんですが、とりあえず、我々はこの条例検討委員会で時系列的に話を整理してきたわけですね。その中で県民の意見を入れるということが第1に謳ってありますので、しかも今回のワークショップは皆さんの意見を聞き出そうというのが一つの目的だったと思うんですね。ということであるならば、今出てきた意見を、我々の時系列表示のまとめ方がいいのか悪いのか分かりませんが、ともかく今出てきた意見をその中に落とし込んでみるという作業は一度いるんじゃないかなと。手間が増えるので申し訳ないんですが、それからその後の分析については、例えばKJ法で最後に分析を多少されておられますけれども、KJ法もいろんな切り口があると思うんですね。切り口を変えた表現というのがあると思いますので、その辺も踏まえてこれから分析したらどうかなというふうな気がします。以上です。

(青木副会長)

その他質問なりご意見や要望がありますか。

では10分間ちょっと休憩して、それから第3番目の今日のテーマ、条例に本格的に入る初回ということになります。

休憩

(青木副会長)

時間がきましたので再開をしたいと思います。

それで最初に言いましたように、三つ目はちょっと頭を切り替えてもらいます。これまでの洗い出しとは違って今度は再スタートになります。検討会の一番中心的なところに入ります。要するに南海地震条例で、後で説明があると思いますがタイトルに関して、この条例の目的だとかってところが最終的には集約されてくると思いますけれども、自助に共助、公助というようなことをそういうキーワードを、どこにどういう趣旨で条例の中に位置付けるかとかだとかが問われます。地震対策推進条例なのか、地震対策条例なのか。そういうのが条例の名称と目的のところ集約されてくるんです。その手法だとかのことについては、またもう一度時間を取って論議したほうがいいと思いますが、最初に幾つかの先行条例だとか、資料としては皆さんの手元に渡ってると思います。その先行した都道府県の、条例に沿っていくのがいいかどうか。または高知県の場合にはどうするのか、狙いをどこに定めるのかということ吟味することが求められると思います。

今日はそういう頭の切り替えをするためにも今までの洗い出した項目を再整理して、マ

トリックスの表にすると詳細な項目になります。事務局が今日用意していただいたのは、大まかに言うと五つの大くりの今まで出してきた項目です。シンポジウムと、年明けの検討会のときにでも座長談というか、会長、副会長と事務局のところで打ち合わせながら提案をさせていただくことになります。今日お配りされているのでいくと資料5、6です。

(事務局)

資料5をご覧ください。これは条例というものの骨格をイメージしていただくための資料です。今まで県民の皆さまからの直接のメールやお便り、またワークショップで数々の意見が出、またこの会での今日までの項目別検討表と、条例に盛り込むべき項目やテーマについて材料がそろってきたと言えます。これから条例というものをつくるために編集をしていくことになると思いますが、そのときに最終的につくり上げる条例のイメージ、条例とはどういう構成になっているかという点について、日常的に条例というものがちょっとなじみがないものですので、骨子案というよりもむしろ来年つくっていく条例とはどういう形のものかというのを説明させていただきます。

資料5は条例の構成ですが、条例には始めに総論を書きまして、後で各論という各項目を書いていく構成になっています。始めに目的、実現したい社会はどのようなものであるかということを確認して、そのことが書かれる条もあります。基本理念を書く条が始めのほうにあります。またそのことに基づいて、その基本理念を実現するために各主人公、県や県民や事業者またはその他の主人公がここ出てくるときもありますが、それぞれがどんな責務を果たすべきかということを書きます。それ以上の実現したい社会や基本理念やそれぞれの責務を果たすために実現していくために必要なことや仕組みは何かということが、各論のところに書かれていくという構成になっています。そこには自ら行うことや皆で行っていくべきこと、配慮すべきこと、してはならないことほか、また県が基本的な事業や支援をどのようにしていくかなどを、いろいろ皆さんが対策として考えられたことなどが、ここへ体系立って書かれていくことになります。この中身自体が、県庁内の各部署が持っている業務やほかの防災関連機関や市町村が持っている業務等に関わってくる場合がありますので、そことの合意形成をしながら項目を定めていくことになると思います。

実際の条例文のイメージということで、次の2ページをお開けください。条例は、始めにタイトルと出てきますが、目次というところが現れます。目次、第1章何々というふうに書いていますが、このところで、どういう構成になるかということを書きます。目次は、つくる作業としては最後に書いていけばいいですが、20条以上の条文ともなりますと、目次を大体つくっていくようにします。第1章の総則と、それ以上のところが各論と言いますが、各論は具体的に定める中身を書いていくことになります。総則というところはこの条例の趣旨を1条に書きまして、2番目にこの条例が数多く使う用語について県民の方に定義しておくべきことがあるならば、そのことが出てくる順番に書かれます。前回の検討会で出てきました防災関係機関とは一体どこがそれなのだというような疑問も、第2条で定義しておくと思えます。第3条に基本理念を大体持ってきます。

ここのところでこの条例が持っている大きな柱を書いていくということです。その後各主人公に課せられた責務を書いていきます。大きくくりなところの主な責務を書いていきます。4条から以降がそれぞれその社会を実現するための仕組みを書きますが、これは現在、資料6に当たる項目で出てきているものをただ羅列して書いただけであって、こういう順番で書いたらいいという事務局からの提案でも何でもないですので、条立てせず黒ポチで書かせていただきました。またこの順番も時系列で言うと逆かもしれないものも、ここにあります。またここは入れたり引いたりして、また変更されたらと思います。

4ページ目の11章のところに、最後には雑則をというものが付いてまして、この条例に定めるもののほか、この条例に、地震に関し必要な事項は知事が別に定める。規則であったり、要綱であったり、告示であったり、マニュアルであったり、計画であったりいろいろそういうものを定めて、条例に盛り込まないもっと細かいことについては、知事が別に定めるといような雑則を書いたり、また罰則やその他のことについては、この最後のところに書いて持ってくるように構成上なっています。付則というのは、この条例がいつから誕生するのか、いつからこの世で効力を発していくのかということを書く場所です。またこの条例が表や様式を持つ場合は、そのあとに別表、別記第何号様式というふうに後ろにくっつけていきます。これが条例の大きな定め方です。

今まで、例えば高知県南海地震条例というふうに愛称で呼んできましたけど、南海地震の、何のためにどのようにするための条例なのかというふうに、仮称をそろそろ決めていく必要があります。ここに書いているのは仮置きです。また皆さんが各論等を書くテーマや盛り込もうとしていることに、一番似つかわしい名前を最後に、またこのタイトルでいいのかどうかということを見直していただけたらと思います。初めにタイトルを決めようにも中で決まったことによって似つかわしい名前に最後変えていけばと思っています。趣旨、第1条のほうには現在、高知県の「南海地震に備える基本的な方向と当面の取り組み」というものの中で、南海地震条例はこういうふうにつくっていきたいというふうに県が書いた思いを、そのまま単語にして並べると、ちょうど今1条の中身になっていますが、この条例は来たる南海地震から、県民の生命、身体および財産を守ることを目的にしたいというのがありましたので、それを目的に県民から意見を聞けば、予防から復興に至るまで数々の意見や求めがありますので、それをかなえようと思うと総合的な条例になっていくでしょうというふうに書いてあったので、予防、応急・復旧および復興に対する対策を総合的かつ計画的に行うためという文を、今現在、仮置きで繋げています。

また主人公が県、県民および事業者ならびに地域の責務、今、地域と書いていましたけど、こちら辺はまた変わってくるかもしれませんが、果たすべき役割を明らかにして、相互に連携しながら効果的な地震対策を推進していくために必要な、基本的な事項を定めるものであるというふうに、例えば基本的な方向に書かせていただいたものを1条に持ってくるような形になります。この1条は、実際定められる中身にふさわしいものに直していかれたらと思います。基本理念のほうも、この条例は自助、共助、基軸、連携と役割分担を定めていきますというふうに、基本的な方向を書かせていただきましたので、少



なくとも2本柱は書かせていただきましたが、3本目、4本目の柱を皆さんが定めるべきであるということならば、基本理念のほうに、書いていかれたらと思います。第2条については今、資料6をそのまま流し込んで打っただけですので、もっと有機的な、分脈の見やすい順番に編集していかれたらと思います。以上です。

(青木副会長)

はい。どうもありがとうございました。

法律を日常使って仕事をしている人の場合には、土居さんなんかはかなり使われておいででしょうが、やっぱり、コンプライアンスのことを踏まえてやるんでしょう。法令ないしは規則集、法令集に依拠してということになると、毎週1回ぐらいは使うもののときは見るとかっていう人は別でしょう。僕なんかは毎日ですから別でしょう。

会長代行の特権みたいなものであれですが、名称のところはまだ将来でいいんですけど、基本理念のところでは県の責務はいいんですけど、県民と事業者は僕は責務じゃなくて、県民とか事業者は権利というふうなところからスタートするべきじゃないかと思います。だから地震がきたら、自身を守るのは県民の義務や責任ですよというところからではなくて、自分の命をまたは事業活動だとかを継続していくというところは、要するに冒頭の三つの類型で言えば、生命、身体、財産への権利というものをどうするのかということからスタートするべきと考えています。責務ばかり押しつけられてということからスタートするのは、やっぱりおかしいんじゃないかと思います。基本はやっぱり自分の命だとかを大事にする、または主張するということがスタートであるんじゃないかなと思います。条例は、れこを謳わないと自助のところも出てこないんじゃないかという思います。そういう意味から言うと、近所の人を手伝ったり、災害に遭ってる人を助けるっていうのは義務ですよって言われてやるものではなく、自分たちも生きるし、隣町の住民もみんな、県民も生きてくんだということから命を守るという主張をみんなが持ってるんだということの確認から入るべきだと思います。

もう一つはこの法律は条例もそうですけど、よく言うのはですね、誰が誰のために何をするかということが見えてこないといけないということです。行政・県が、県民に何するところという問いかけから入るというんじゃないかと思います。やはり県民が自分で生命を守ったり、身体の安全を守ったり、財産を守り、保障をする、するということが権利ですよということを確認したところからスタートするべきではないかという思いを持っています。やっぱり権利の体系の中に位置付けてっていったほうが天災のようなもの、災害の法律もそこから復興・復旧だとかっていうところでやれば、やっぱりそっちから入るほうがいいんじゃないかなと思います。責任の体系としてつくるっていうことも法律の仕組みではあるんですけども、ここではやっぱり、どれだけ格調高くというか、県民が自分の命を守ったり、家族の命、財産を守ったりするということが、それはそれぞれの人の権利なんですよというところからスタートして、それがただ反映して行政側に、県だとか市町村だとかっていうところに責任を転嫁して負わせるという意味ではなくて、スタートは

やはり自分の命、自分の体、自分の財産っていうのをどうやって保障するのかということ  
を明確にすることが大切です。やはり県民が主張して、権利として主張したものを、隣、  
コミュニティーでどうやって保障するか。行政がどう保障するかっていう仕組みのほうが、  
僕はすっきりするのではないかなという思いを持っています。

(土居委員)

昨日も話したんですが、いろんな講習に行きまして、最後のまとめに私の口癖が出てく  
るんですけども、文明社会の一つの成熟度っていうんですね。その一つの成熟度は、一つ  
の社会が、まさかのときにどれだけの社会貢献、投資をしていくか、これで評価されます  
よということをお別れするんですよ。これは全部自分のためなんですね。一つは自  
分たちのコミュニティーを持っている。または会社なら会社。いろんな社会があるんです  
けども、普段からまさかのために、どれだけの対策を取るかが評価として出てきますよと。  
文明社会の自分たちの家庭なら家庭としてのですね、家族を守る。そのためには何を普段  
からまさかのためにするのか、というようなことを問いかけて終わっております。そうし  
たものをこの第1条辺りに何か入れられたらなという感じに持ってます。

(青木副会長)

はい。そういう意見もテイクノートとしておきましょう。

(事務局)

五つのグループに分けて、事務局から一通りグループごとに説明をさせていただいて、  
そのグループの中の一つ一つを議論していただければというふうに思ってるんですが。

(青木副会長)

今日は時間が短いので、全部5項目やりますか。

(事務局)

終わればそれで次回からの作業に入れますので。もし終わらなければ、そこは次回に持  
ち越しても構わないと思います。

(青木副会長)

じゃあそういう準備に従ったところでいきましょう。では、一つずつということで、5  
グループで今から一応五つのグループ分けています。

(事務局)

最初に全体的な話のご説明をさせていただきますが、これから条例の骨子案についての  
検討に入る前に、議論の進め方について簡単にご説明をさせていただきます。これからの作

業においては、これまでの検討会で議論をしてきた内容や、あるいは県民ワークショップなどでの県民の方からの意見などを踏まえまして、条例に盛り込む項目や具体的内容の絞り込みを行って条例の骨子案を作成し、その次に条例案を作成するといった次の段階に入ります。その手順としましては、前回の検討会でもご説明をさせていただきましたが、資料6に付けていますように、条例に盛り込む項目とその方向について検討・整理をしていきたいと考えております。いったんこれを整理した上で、これを肉付けするような形で、条例の骨子案を事務局としてたたき台を作成し、それを議論をしていただきたいというふうに考えています。

この資料6の検討につきましては、事務局のほうでたたき台という形で作成をさせていただいています。南海地震条例に盛り込む内容ということで、今までどういった内容を盛り込むのかといったところを議論してきましたが、その視点としては4項目あるということで以前整理をしたと思います。一つ目が県民の皆さまの命に関わること。二つ目が県・県民・事業者等との役割分担や連携に関すること。三つ目が県民の皆さま、事業者などに役割や理解を求めもの。四つ目が県民の皆さま、事業者などに守っていただきたいこと。この四つの項目が、条例に盛り込む内容ではないかということでいったん整理をしたと思います。これまでの検討会での議論、あるいはワークショップなどでの県民の方からのご意見といったものを踏まえまして、この四つの視点を踏まえて、事務局のたたき台を作成させていただいております。ここで、左端に番号で1から22ということで、22項目の項目立てをさせていただいております。進め方としては、この22項目を五つに分けて議論をしてはどうかというふうに考えています。グループ分けとしましては、番号の1から5まで、それから6から9まで、10から13、14から17、18から22というふうに、このテーマが大体大きいテーマを掲げておりますが、関連がありそうなところでこのグループ分けをさせていただいております。まず事務局のほうから、その五つのグループに分けた1から5の項目についてご説明をさせていただきます。

まず一つ目ですが、揺れから身を守るというテーマです。検討会、これが第1回から第6回の検討会での意見、あるいは県民ワークショップなどでの主な意見ということで、すべての声をここに書くというのはちょっと無理ですので、主なものをこの項目に記載しています。揺れから身を守るというテーマでは、ワークショップでは、建物や家具などの下敷きになって死者やけが人が出る、あるいは建物に被害が出て避難所が使えないといった心配の声が寄せられています。検討会では、地震の揺れで家がつぶれることを前提に耐震診断を受けたり、どうあるべきかを考えておく必要があるというふうな議論もございました。こうしたことを踏まえて条例に盛り込む項目としては、既存建築物の耐震性の向上ということ盛り込む必要があるのではないかと。建物の耐震化を図ることで死者数を5分の1に減らすことができるというふうに言われていること。また揺れによって生活基盤である住宅を失えば、被災生活にも大きな影響を与えるため、所有者自らの対策が進むよう取り組みを進めていく必要があるといったことが必要性に挙げられます。この条例に盛り込む項目の条例、具体的に規定する方向としては、自助としては、建築物の耐震診断、耐

震改修の実施といったことを所有者自らが取り組むということ。公助としては、これは県の公助になりますが県有建築物の耐震診断、耐震改修の実施、耐震診断結果の公表、耐震化取り組みの普及、啓発、相談体制の整備。それから自らが耐震診断や耐震改修に取り組むための支援といったことが考えられます。他県の条例化の状況としては静岡、東京、愛知、三重、岐阜、埼玉。地震の条例をつくっているところは、全てこういった項目が盛り込まれています。

次に二つ目。これも揺れから身を守るというところですが、同じようにワークショップ検討会で議論がなされていますが、建物内における安全対策という観点で条例に盛り込む必要があるのではないかと思います。必要性としては、県民アンケートの結果からは家具の転倒防止やガラスの飛散防止など比較的容易にできる対策であっても、あまり行われていないという結果が現れています。死者・負傷者を減らすためには、建物内の対策、自ら進めることが重要と考えています。条例に盛り込む、条例に規定する方向としては、自助自らの取り組みとしては、家具の転倒防止対策、ガラスの飛散防止対策の実施。公助としては、そういった対策の普及、啓発といったことが挙げられます。他県の条例化の状況としましては、家具の転倒防止については各県が盛り込んでいるところですが、ガラスの飛散防止については条例上触れられていないといった状況です。

次に三つ目の、これも揺れから身を守るというところですが、ワークショップではブロック塀などが倒れることによって、死者やけが人が出る、避難路を防ぐなど心配する声が寄せられています。また検討会では、ブロック塀や自動販売機、落下物などの安全対策について、条例に何らかの形で盛り込む必要があるのではないかというふうな議論もあります。条例に盛り込む項目としては、落下物、転倒物の安全性の確保といったことが必要ではないかと思います。条例に盛り込む必要性としては、過去の地震ではブロック塀の倒壊やガラスなどによって死者やけが人が発生をしているが、現状では安全対策はあまり進んでいないということ。特に津波の浸水が予想される地域では、避難路の安全性を確保する必要があるといったことが考えられます。自助としては、避難路に接する落下対象物、ブロック塀、自動販売機の安全性の確保といったこと。また地震時に落下物や転倒物等の恐れのある危険個所には近づかないといったことが考えられます。共助としては、落下物や転倒物等、地域の危険個所の点検・把握を進めていくこと。また公助としては、そういった対策の普及、啓発ということが挙げられます。他県の条例化の状況については、落下物、ブロック塀それぞれ自治体で定められているところがございます。

次に四つ目の揺れから身を守るというところですが、検討会では過去の震災でも危険と判定された建物に入っている事例が見られるため、余震から身を守るためには何らかの事前の対策が必要ではないかというふうな議論がなされており。条例に盛り込む項目としては、被災建築物および住宅の応急、危険の判定の実施ということで、条例に盛り込む必要性としては、余震からの被害を防ぐためには、被災した建築物や宅地の危険度を知り対応する必要があるため、制度の充実と県民の理解が必要だといったことが挙げられます。公助としては、判定士の要請、実施体制の整備、県民への制度の周知といったこと。自助

としては、判定調査への協力。これは判定士が、例えば敷地に立ち入ることについて協力をさせていただくということになるかと思えます。また判定結果に応じて避難をしたり、あるいは建物の補強をしたりする措置を行うことといったことがございます。他県の条例化の状況としては、静岡、愛知、岐阜、埼玉。こういったところが条例に盛り込まれているところです。

五つ目の項目。揺れから身を守る、津波から逃げるといったところで言うと、ワークショップでは橋が落ちないのか、ダムが崩壊しないのか、堤防が決壊しないのかといった声などが寄せられております。条例に盛り込む項目としては、公共土木施設等の安全性の確保という観点。必要性としては、地震の揺れで公共土木施設などに破損や崩壊等が起きれば県民の避難や防災関係機関の応急対策にも支障があるため、日ごろからの安全対策が重要であるといったこと。これは自助、共助の役割というのは特に無いのですが、県民の方は非常に心配されていますので、公助として道路、橋梁（きょうりょう）、河川、海岸等の公共土木施設等の安全性の確保、内容としては整備、点検、維持、管理といったことが挙げられます。他県の条例の制定状況としては、東京、三重、埼玉などが制定をされているところです。説明は以上です。

（青木副会長）

災害の発生原因、要因の要素によつてのマトリックスです。整理の仕方で、これは細かくしていきますといろいろ微妙なずれが出てきます。ウエートの置き方、順番だとか、条例化するときであればおそらくウエートというか、優先順位を危険度の、生命の危険度が高いところから変えていくだとか、順番もいろいろ検討しなければならないでしょう。そういうのを構造化していかないといけないんで、そういう意味から言えば、高知の場合に揺れからというのはどういう順番で、どういうふうに対策の順位付けをしていくかというようなことが検討しなきゃいけないだろうと思えます。今までやってきたとは言っても、何カ月か前の話の部分もありますから、さっと見ても落ちてるところがどこだとか、ここはちょっとという補足するのも難しいかも知れませんが、ご意見があったらどうぞ。

（土居委員）

ここに書いていることは、われわれが講習に呼ばれて行ってしゃべる内容が全部出てるんですけども。結局は言い続けて、いつも何かこうむなく思うんです。リピーターで呼んでくれるんですが、去年話してじゃあできましたかって言うと、できた方を挙げてくださって言うと手が挙がらんわけですね。だから、例えば県民税を減額するとか、税金を要はあれするとかいうふうな対策を取らない限り、なかなかやってくれないですね。というのも一例挙げますと、ガラスの飛散という形の中でたくさんのけが人も見るんですけども、その飛散をさせないためにはどうするか。いろんな関係者はフィルムを張りなさいというようなことを指導しているんですけども、そのフィルムそのものがまだ非常に高いんですね。私も実際に平成7年の地震の時に、現場が落ち着いてからすぐにこのフィル

ムを買いに行ったんですけども、おっと思ひまして、結局 1 枚だけ買ってあとは買わない状態になったんです。だけでもそれを買うというよりも、もっと極端に言えば飛散を防止すればいいわけですから、厚めのカーテンを張りなさいと。厚めのカーテンを張れば、ねじれても、飛んでもそのカーテンで全部落ちてくるわけですよ。飛散しないんですよ。だから、カーテンならばまだ買えるチャンスは何かあると思いますけど。そういうふうな一例ですけども、どうしてもお金に絡んでくる部分が出てきますので、そこなところをやっぱり県としては、県条例の中に、県の税金を免除するというふうな対策が一番早いんじゃないのかなという感じをいつも感じます。むなしいですけども。以上です。

(青木副会長)

はい。地震対策控除ですね。それを具体的に条例化して、条例が実際に実行性というか、実際に行ってもらえるということにインセンティブというか、奨励策として働く何か、策は何かということで今環境税もつくったぐらいだから。じゃあ、地震対策控除というのを申請して所得税の自主申告のときに、何万円かを控除するというのがいいのか、現物でお金を一定支給するというような、補助金型がいいのか、いろいろあるかもしれません。

その他、それ以外で今の話の 1 から 5 までのところで。追加なりまたは整理、事務局のほうで整理していただきましたが、この辺の説明はもうちょっと補強したほうがいいんじゃないかとか、ありましたらどうぞ。

では、2 つ目のグループをお願いできますか。

(事務局)

次に、項目の 6 から 9 までについてご説明させていただきます。

大津波から逃げるということで、6 の項目です。ワークショップでは、津波が到達するまでに避難できる高台がないといった不安の声が寄せられております。条例に盛り込む項目としては、津波からの一時避難場所、避難経路を確保するといった観点で、必要性としては、津波からの避難が困難な地域では、地域や行政が協力をして津波避難ビルの指定や高台の整備など、一時的に避難する場所を確保することが必要であるといったことです。条例に規定する方向としては、共助はビルの所有者における津波避難ビルの指定への協力、あるいは一時避難場所、避難経路の整備。これは自主防災組織が中心としながら、一時的に避難する場所、避難経路を整備するといったこととなります。公助の取り組みですが、公助の主体としては市町村が主体になりますが、ここは県側の立場で書いております。市町村が行う津波避難ビルの指定、一時避難場所、避難経路の整備、一時避難場所の周知、津波避難サインの設置等への支援ということで、県は市町村の取り組むに対して支援をするといったことで公助の役割を書いています。他県の条例化の状況ですが、他県ではこういったことが条例に盛り込まれておりません。

続きまして 7 番目になりますが、大津波から逃げるというところで、ワークショップでは津波からの避難場所がどこにあるのか。住んでいるところに津波は来るのか。津波から

逃げられるのかといったような心配をする声が寄せられております。また検討会では津波からは情報を収集して逃げるのではなく、揺れが収まったら逃げるのが基本だといった議論もなされているところです。条例に盛り込む項目としましては、津波からの迅速な避難ということが大切になります。必要性としましては、本県では早いところでは揺れから3分程度で津波が到達することから迅速な避難が不可欠です。津波の避難意識を高くすることで死者を半分程度にすることができると言われていたが、県民アンケートでは県民の津波に関する避難意識は高くないことから、その意識付けや対策を進める必要があるのではないかというふうに考えています。条例に規定する方向としては、自助では日ごろからの避難場所、避難経路を確認しておくこと。そして揺れが収まったらすぐに避難をするといったこと。津波避難訓練へ参加するといったことがございます。共助としては、津波避難計画、ハザードマップの作成、安全な避難場所への誘導といったことがあります。公助としては迅速な避難についての啓発、津波避難計画、ハザードマップの作成を支援するといったことがございます。他県の条例化の状況では三重県だけなんですけど、三重県では津波からの迅速な避難の啓発について規定がなされているところです。

8番目の項目についてご説明します。火災になりますけど、火災から身を守るということで、ワークショップでは密集市街地などでの建物の倒壊による火災が心配だと、また消防車が来られないかもしれないといった不安の声が寄せられております。検討会では個人や家庭などで地震発生時に火を出さない、あるいはまた火が出たときにはすぐ消すといったことが重要だという議論がなされたところです。条例に盛り込む項目としては、出火の防止、初期消火といったこと。条例に盛り込む必要性としては、地震では同時に多くの場所で火災が発生するため地域の消防機関では対応が困難なことが予想、想定されると。火災から身を守るためには家庭、地域、職場などで事前の出火防止や初期消火を行うことが重要だというふうに考えています。条例に規定する方向としては、自助として火災の発生予防のために必要な措置（行動）の実施と。これは地震発生時に火を消すであるとか、元栓を止めるといった行動を行うといったことになります。それから消火器などの設置、初期消火の努めといったこと。共助では火災訓練の実施。公助では火災予防に関する意識の啓発といったことが盛り込まれるんじゃないかと思えます。他県の条例化の状況としては、静岡、東京、愛知、三重、岐阜、埼玉すべてに盛り込まれておりますが、県民の責務として初期消火や出火の防止などが規定をされています。

次に、9番目ですが液状化やがけ崩れ、地盤沈下などから身を守るというテーマに移ります。ワークショップでは山崩れや土石流、液状化、地盤沈下などが心配だという声が多く寄せられております。また、安全な避難場所や避難経路が分からないという声も併せて寄せられているところです。検討会では、地震発生直後には危険を行政が判定するのではなく、自らが地盤の状況などについて事前に把握しておくことが必要だというふうな議論もあったと思えます。条例に盛り込む項目としては、地域の災害危険箇所の把握ということで、必要性としては平時から地域における災害危険箇所を把握し、地震発生時の適切な行動に結び付ける必要があるのではないかというふうに考えています。条例に規定する方

向としては、自助は地域の災害危険箇所の把握、日ごろからの避難場所、避難経路の確認、地震が発生した場合に自らの判断で避難をするっていったことが挙げられます。公助としては災害危険箇所情報の県民への提供と地震発生後の災害危険箇所の点検、周知といったことがございます。他県の条例化の状況としては、災害危険箇所の把握、避難路、避難場所の確認というふうな内容については、静岡、東京、愛知、三重、岐阜が条例に盛り込んでいるところです。災害危険箇所を巡視するっていったことは愛知県が盛り込んでいるところです。以上です。

(青木副会長)

司会の特権みたいなもんで、あれです。6番の項目のところ、条例に規定する方向ってというのは条例に向けていくということもあるんですが、市町村が行う津波避難ビルの指定、一時避難場所だとかってというのは、これは市町村が行うんで、県との役割分担というか責任の分担というか、そういうので言うとこの避難経路、避難整備だとかってというのは全部、市町村の責務ってというのはどっから、どういうふうに分けたら、頭を整理したらいいんでしょうか。もう一つはそれとも同じなんですけど、7の項目のところ、共助のところ、ハザードマップってというのは、共助が作成義務を第一義的には負って、公助がハザードマップの作成支援をするっていうふうになってるんですね。これらについては津波避難計画もそれに入るのですか。それは要するに条例だとかを書いてくときに微妙に変わります。主体別のところで、対策の主体別の区分から書くという手法もありうるので、そういうのでいくと今の2点、ちょっと根拠を教えてください。

(事務局)

まず、6番目の項目の公助についてのお尋ねがありました。ここでは、市町村が行う津波避難ビルの指定、一時避難場所、避難経路の整備、一時避難場所の周知、津波避難サインの設置等ということで書いておりますが、こういった取り組みについては基本的には市町村が地域の方と一緒に取り組むということで、県の立場からすると、こういった市町村の取り組みに対して、県は支援をするっていったことになります。支援といいますと補助金で経費を補助するっていったこともありますし、一定指針的なものを策定して市町村にお示しをして、取り組みを進めていただくっていったこともあろうかと思えます。

7番目の項目の中で、公助の部分で津波避難計画、ハザードマップの作成支援という、共助にも同じく津波避難計画、ハザードマップの今度、作成ということになりますが、この津波避難計画、ハザードマップの作成についても市町村が地域の方と一緒に作成をするっていったのが原則になります。県としてはそういった取り組みに対して、作成を支援する、金銭的な面で支援するということと、指針をつくってお示しをするっていったこと、そういうことが役割としてございます。

(青木副会長)



我々が関わるのは県の条例ですので、そういう限界を、先ほど土居委員が言ったようなところも、県民との関係だとか市町村との関係で、県がどういう役割と実効性を持たせるために何ができるのかということでしたら、ある意味では介入しすぎも問題ですけど、連携を従来の行政が、県と市町村との関係で取れるものを、踏み越えられないものもあります。それをどういうふうに考えていくかというのは、かなりこれは大きいなという、大きいというか、課題だなというふうに思っています。その辺、こういうふうに言い切ったまんまでいいのかなという疑問をちょっと、どういうふうにしてったらいいのかということとをちょっと提起させていただきます。まだ結論は僕の中でも出ているわけではないんです。さっきの公助の問題もあるし、補助金問題もあります。

(多賀谷委員)

今のお話で、例えば6番のほうですが、例えば避難サイン等の設置など、現地の状況に即した対応というのが必要なわけですね。ですから公の立場で、県あたりが直接的にマクロにはある程度のことには指導できるとしても、細かい話になると多分現地でいろいろ考えながらしなければいけないところがあるという意味じゃないかなと私は思ったんですが。それが一つと。同じような意味合いでハザードマップというの、ハザードマップにも何種類というか、いろいろあるわけですね。例えば津波に関するハザードマップというのは、これはマクロには県でやられているわけですね。どの辺りまで津波が来ますよとか、流速これぐらいですよというのはできているわけです。それに対して、それを受けて具体的に地元の人たちはどうすべきかという辺りのことを、これは言うておられるのかなと。局所的なハザードマップというものは、やはり地元で考えていただく必要があるんじゃないかなと、私はそう思ったんです。そういう意味では、6番7番はそれでいいんですが、9番に液状化とかがけ崩れがありますが、これもやはり意味合いは同じだと思います。ですから津波に対してハザードマップがあるのと同様に、液状化やがけ崩れに関しても、ある種のハザードマップというのは必要だと私は思います。

ですから、同じトーンでいくならば、9番にもやはりハザードマップのような話が出てこなきゃいかんのかなというふうに思います。以上です。

(青木副会長)

いかがでしょうか。個々の人が素人というか、普段あまりなじみのない人も分かって、ずっと行動取れるということまで繋がらない限り、条例が空中戦じゃないけど施策というプランに終わりますので、その辺を僕は気を付けてつくっていきたいと思います。参加する限りは重要にしていきたいと思っています。

(土居委員)

現実の問題を。私どもが県民の皆さん方に4年間、ずっと毎日のように出るたんびにアンケートを取っています。そのアンケートの中に津波の問題が出ております。津波から逃

げるといことは、みんな分かっているんですけども、逃げる訓練に参加したことがない、または津波そのものの夜間訓練、こうしたこともやったことがないというのが現状です。行政に聞いてみますと、やはり無いと。それでお昼ご飯食べる状態の中で聞くと、やっぱり危険だからということで、真っ暗な中で集めて行政が指導すると、これをやっているところは多分ないと思いますが、その辺りをやってもらうためには、ある面では力関係があるのかなということを感じながら、とにかく津波からは逃げなきゃいけないよと、逃げるルートを知っていますかと、真っ暗闇ですよと。そしてその途中のアクセスがどうなっているのか、山に行く時はつぶれる可能性もありますよと。そうしたことをいろいろ話をしていく。というふうですけども実際の話になってきますとやはり手が出ないということが現状です。以上です。

(青木副会長)

いろんな本の中にも書かれていますけど、電気が切れて街灯が無い状態で夜間出るといのはものすごく危険なことです。危険もあるけれどもそういう状態になるということも想定しなきゃいけないわけです。街灯が一切無くなったときの暗さというのは、月明かりがあるときは別ですけど、そうでないときには本当に、現代人というか、我々人間はそういう視力も落ちてるんだらうと思うんですけどね。

(藤原委員)

この部分、今のご意見もあつたんですけども、実際、例えばハザードマップにしても、避難場所、避難経路そういった地元の全ての地図、そういうのが欲しいという声は非常によく聞くんですけども、ただ共助のところに避難計画なりハザードマップの作成があるんですけども、住民意識としたら何とかしてほしいという思いが強くて、自分たちで作っていかうという機運にはなかなかないのが現状じゃないかと思うんです。ハザードマップがあっても、実際その時にそれをどっかで探し出して見るというような時間的余裕も無いわけで、大きな意味合いは一緒につくる中で、あ、そうか、実際にその場を歩いてみて、あ、ここではというつくる過程が非常に防災の上で意味が大きいんじゃないかと思うので、書き方の問題になってくるとは思うんですけども、自助の部分にもそういった意味合いがあるんだよということを、何かこう工夫していただければいいかなと思います。

確かに共助ではあるんですけども、その中で特に先ほどありました、自分の命を守るという権利を守った上でやらなくちゃいけないんだということをアピールしながら一緒につくることを、その過程に大きな意味合いがあるということ、根っこに置いて、実際は文書になってくるとは思うんですけども、考えていただきたいと思います。

(西坂委員)

6番の大津波から逃げるという項目の津波避難サインというのは、すいません、そもそも何なのだろうというちょっと疑問が出たのと、あと避難経路の整備ということが共助と

か、あと公助の支援ということで拳がってるんですが、一言で書くと整備というふうになると思うんですけど、もうちょっと具体的に想像できるような項目を挙げるということができないのかなというふうにちょっと思っています。

私がちょっと今思い浮かんだのは、道路の案内板っていうんでしょうか、そういうものも必要なんじゃないかなと思っています。全然知らない場所に行きますと、どっちに逃げたらいいのかとか、どこに高台が一番近いのかということを示す案内板の整備みたいなこともこういう中に入ってきたりとか、共助のレベルで言うと、この高台も、普段使っていないところ、草が茂っちゃって実際上がれなかったとか、そういうこともあるのかなというイメージなんですけど、その草を刈ったりっていうことも整備なのかなというふうに思うので、もう少し具体的な項目が一つ二つあるといいかなと思いました。

道路にするならば県道とか国道とか市道とか、市道でももっと細かい私の私道とかもあると思うので、その辺でいうとどういう書き方になるんだろうという疑問も少しあります。

(青木副会長)

事務局のほうで何かコメントなりがありますか。当面なれば先に進みます。

(事務局)

先ほど津波避難サインの関係でお尋ねがっておりますが、県のほうでは幾つかの津波避難のためのサインをつくっております。一番多いのが津波避難場所についてなんですが、そのサインを設置して、ここに逃げ込めれば一定安全ですよというところなんです。当然その避難路にも地域地域では避難路にサインを表示しています。また、国のほうでも同様のサイン、国の統一基準という考え方に基づいて、津波から避難するためのサインを設置しています。こういった考え方に基づいて、地域の人が逃げるためのハザードマップをつくる、それに従って地域地域ではサイン、逃げるための実際のサインを表示するといった取り組みをしているところです。またそれに合わせて、例えば過去の津波はここまで来たとか、あるいはここの地盤標高がどれくらいの標高なのかといったことも、それに付随して表示をしたりする取り組みもしているところです。あと、夜間に逃げるのが支障が出るということで、避難誘導灯、どっちを向いて逃げたらいいのかっていう明かりで示したりといった避難誘導灯も地域地域では整備をしているところです。

(土居委員)

避難経路や標示板とか、そして誘導灯とかいうものは自主防災組織の立ち上がったところは非常に早く設置されているんですね。自主防災組織が立っていないところは置いていかれているというのが現状ではないかと思います。だから私たちがやることは、とにかく自分たちの地域で早く自主防災組織をつくって、というふうになるんですね。で、お金ももらいますよと。お金のことを話をしたら、うそよ、お金をもらえるの、というような声が出てくるんですね。各家庭で3,000円もらえるんですねよと言っても、ええっ、というよう

なもんですね。だからそのところがなかなか分かってくれないし、そして1団体つくったら30数万のお金が出るんですよということを言っても、知らない方が結構多いんですよ。だからそのところを、もっと我々も行ってしゃべっているんですけども、行政のほうで広報するべきじゃないのかなということを感じております。言い続けているんです。いつもがっかりして帰ってくるんですけども。そんな感じです。参考までに。

(事務局)

前回自主防災組織の組織率のこともちょっとお話をさせていただきました。そういった中で県が、前回も繰り返しになりますけれども、平成19年度末までに沿岸部、いわゆる津波浸水が予想される地域ではすべての地域に自主防災組織をつくっていき、そして21年末までには県内全域で自主防災組織を整備していきというお話を申し上げました。

そういう状況の中で事あるごとに、例えば9月の自主防災訓練であるとか、また6月の一斉防災総合訓練であるとか、そういった折にはマスコミも通じて、そういった考え方をお話をし、また市町村の皆さま方とこういった自主防災組織の結成に向けて互いに課題を共有しながら進めているところであります。そういう意味で、土居委員が言われましたように、自主防災組織が組織されているところでは対策が進んでいる。補助金も使われて資機材の整備、ハザードマップが整備されているというのはおっしゃる通りでございます。

われわれも自主防災組織に補助金を出す以上は、そういったハザードマップと避難訓練は必ずしてほしいということを条件に、自主防災組織に対してのそういった資機材整備等の2分の1の経費を県が補助金で支援しながら、組織の育成に努めているところでございます。また今後も機会あるごとに県民への啓発に向けて精一杯我々も啓発につなげていくような努力をしたいというふうに考えております。

(多賀谷委員)

もう皆さん十分お分かりの上での話だろうと思うんですけども、この条例を作るこの会議というのは、やはり今までのようなお話、いろんな形でなかなか進まないなと、だからそれを何とかしようじゃないかと、そのための仕組みを、ある程度拘束力・強制力のある形でまとめていきじゃないかというのがこの目的だと思うんですね。

ですから、今までのこういった議論というのはそのための話ですから、今から我々がそれに向かってどれだけ、大げさに言えばのたうちまわって考える、考えきれるかという話だと思うんですね。ですからそういう見方をすれば、このたたき台の表現は、これはこれでいいと私は思いますし、今の我々がやっていることというのは十分に意味は理解できるというふうに思います。コメントです。以上です。

(青木副会長)

では、次のグループ3のところを事務局からお願いします。

(事務局)

はい。10 から 13 の項目についてご説明をさせていただきます。

まず 10 の項目ですが、命を助けるというところで、検討会では地震発生後の何日かは道路は人命確保のためのものであり、一般車両が入ってはいけないということを県民に理解していただく必要があるといった議論もあったと思います。条例に盛り込む項目としては緊急交通の確保ということで、その必要性については地震発生後の消火や救出活動、救援活動などを円滑に行うためには緊急輸送路を確保する必要があるが、過去の地震災害では交通渋滞が発生をし、災害応急対策車両の通行が妨げられた事例があると。このため県民の方に交通規制への協力や車両を使用する際の順守事項などへの理解を求める必要があるというふうに考えています。条例に規定する方向としては、自助としては県民の責務みたいな形ですが緊急通行車両等の通行の確保への協力ということがございます。公助としては路線区間の事前の県民への周知、あるいは緊急輸送の確保、広報、県民への協力要請といったことがございます。他県の条例化の状況では、静岡、東京、愛知、三重、岐阜などが条例に盛り込んでいるところです。

次に 11 番目の項目ですが、ワークショップでは、けが人の救出や搬送を心配する声が寄せられております。検討会では応急救助の要請は公助の部分ですが、体制が取れてないと混乱を生じるので具体的に検討しておく必要があるといった議論がありました。条例に盛り込む項目としては災害応急体制の整備ということで、その必要性については南海地震による人的被害を減らすためには、事前の予防対策とともに公助としての地震発生直後の迅速な対応が重要であるといったことです。この部分については、自助、共助というよりも公助の役割が主になっています。条例に規定する方向としては、公助の役割として、人命救助活動を最優先に行うことが大切になりますので、その理解を県民に求めるといったこと。また、避難、救出活動、医療、救護物資調達、供給などの活動を行うための応急対策の整備、また他県への応援要請、応援部隊を受け入れるための体制の整備、応急対策の実施に係る事業者等との協定の締結、訓練の実施。こういったことが条例に規定をする方向だと思えます。他県の条例の状況は、応急体制の確立といった形で、東京・三重・岐阜が、事業者等との協定の締結ということで静岡・三重が条例に盛り込んでいるところです。

次に同じく命を助けるということで 12 番目ですが、高齢者、障害者など災害時要援護者の救出やけが人の処置を心配する声がワークショップで上げられています。また検討会では発災時には全ての病院が機能することはありえない、全てのけが人を病院では手当てをできないため一人一人が簡単な応急手当ができるようにすることが大切だというふうな議論があったと思います。条例に盛り込む項目としては被災者の救出、救助ということで、その必要性については救命率が大きく減る 72 時間後までに早く救出し、必要な手当てを行わなければならないと。地震発生直後には公助が十分に機能しないことを想定し、命を守るために自助、共助の役割が重要であるといったことがございます。共助としては、まず事業者ですが、地域住民および自主防災組織と協力をした救出活動、応急手当、避難誘導などの実施。自主防災組織では救助、救出等のための資機材等の整備、応急措置

訓練の実施、地震発生時における救出、救助、応急手当、避難誘導などの実施。公助については救助、救出訓練等の実施と事業者、自主防災組織が行う救出、救助活動への支援ということがございます。他県の条例の状況としましては、静岡、愛知、三重で県民の責務という形、県民の責務、事業者の責務、自主防災活動ということで規定がなされています。

次に 13 番目の項目ですが、ワークショップでは災害時要援護者を助けられるのか、個人情報取り扱いが不安だ、といった声も寄せられているところです。検討会では助けてもらいたいという意志のある人は自分で手を挙げて情報を出していく意識が必要だということ。また、個人の情報は自主防災組織が責任を持って管理することが重要だというふうな議論もあったところです。条例に盛り込む項目としては、災害時要援護者の支援ということで、その必要性については移動や判断、情報の受発信などに支援を要するものが被害に遭いやすいために、被害を受けないために地域での支え合いの仕組みづくりや社会福祉施設などにおける地震対策を進めることが重要だということです。条例に規定する方向としては、災害時要援護者、自助ですが、災害時要援護者は自らの自主防災組織などへの情報提供といったこと、社会福祉施設の設置者としては、利用者の特性を踏まえた避難誘導體制の確立ということ。共助としては災害時要援護者の支援体制の構築、災害時要援護者情報の適正な管理。公助としては災害時要援護者に配慮した地震対策の実施ということ。なお、個人情報の取り扱いについては、今までも議論をしているところですが、条例に盛り込むためにはこの個人情報の取り扱いについてのさらなる検討が必要だというふうなことになってまいります。他県の条例化の状況としては、災害時要援護者に配慮した地震対策の実施、ということで静岡・三重・岐阜が規定をしています。また市町村等が行う災害時要援護者に対する施策への支援ということで、東京・愛知・埼玉が条例に盛り込んでいます。以上です。

(青木副会長)

重いというか地震発生直後で経験的に言うと 72 時間とか 42 時間ぐらいのところがある山です。その間に救済、というか命を助けるということの手だてをどう取るかということで、課題が大きいと思うんです。

ここで終わろうと思っていますから、またしばらく会がありませんので言い残さないように。多分、条例の趣旨から言えば、この命を守るということは優先課題というか第一義的な優先課題になる、近いと思うんです。そういうものをどうやって書き込むか。それから主体別に多少、被災別というか被災者別に多少区分して取り出したということになるかと思います。

(多賀谷委員)

ちょっとまだ全貌がよく見えてないので、質問するのがはばかれるんですが、情報の話というのは、これは今特別に情報だけを取り上げているということじゃないんですね、これは。全体的にばらばらと入るような形になってるんでしょうか。個人情報じゃなくて

いろんな情報のやりとり。

(事務局)

情報伝達であるとか被害情報であるとか、そういった部分は項目 16 番で情報の入手という観点で挙げております。

(多賀谷委員)

16 番でということは、あちこちで情報というのは入ってくるような感じになってるんですね。まとめてでは無くて。それはどちらがいいのか、情報は情報だけで何か一つ取り上げたほうがいいかなという気がしないでもないんです。ちょっと参考意見です。

(青木副会長)

今のようなのは、いろいろ出していただいて、事務局と多少話を始めている段階で、役員として、要するに原因別でとか発生から時系列的に条例の項目整理をするのかという、検討会自身の最初の洗い出しは時系列的にやっていったわけですね。それとか主体別でやるだとかはどうか。今のような多賀谷委員が出されたような、情報というのを 1 項目固まりとして備えの段階からずっと通しての情報ということをきちっと、または命というか発生してからすぐ、安否情報だとかを含めてですね。そのシステムをどうつくるっていうので、先ほどの条例でいったら意志を取るような形の整理の仕方も当然必要によってはいるかと思うんです。それはこれからちょっと議論していきたいと思います

(土居委員)

この 11 番の第 4 回検討会についての中で、その応急救助の要請は公助の部分となっているんですけども、平時の場合はこういう形でも十分通ると思うんですが、これちょっと分かりませんが、こういう阿鼻叫喚における状態の中において、これをこういう言葉で出したほうがいいのかどうかという気がするんですけども。というのは、公助のメンバーも被災者なんです。被災者が助けたいと言っても助けられないことはもう分かってるわけですね。当然行政も被災者なんです。そういう部分で、これを言葉としてこういう形で謳っていったいいのかどうかということ、ちょっと心配するんです。何か当然のごとく公助が助けるんだというふうに見てとれるんですけども。私たちは、そうじゃないよと言っているんですけども。公助の救急車も被災していますよ。だから自分で自分の命はまず守らなきゃいけないということをやかましく言うわけです。助けに行きたいと言っても助けに行けないことはもう見え見えなんです。特に津波が来て救急車が水にぬれて、さあ走りなさい、なんてことはもう走れないこと分かってますのでね。ちょっと検討していただければと、これでいいのかなということをちょっと心配しています。

(青木副会長)

それは4回のところで挙げられています。土居委員のほうからも出ています。だからこそ自助がいるんだというような話が出ていたと思います。自助の部分もあったと思います。それはまた、検討というかこれを原則化したりするとなかなか大変だろうということです。

(藤原委員)

後のほうに情報の入手というところに出てくるということでしたけども、これは被災状況とか、いわゆる個人情報では無いですね。個人情報はやはりどこかにもらざるを得ないし、それが予防から、いざ災害時、それからその後へ繋がっていく上でどうしてもこれは避けて通れないところですから、難しい部分もありながらもどこかで明示しないと。何か個人情報とその他の情報が、何かごっちゃになってみかんですし、そういう災害の実状の情報というものと個人の情報というもの、これをサビ分けて明記する必要があると思います。

(青木副会長)

時間もまいりましたのでこれはまた引き続きいろいろ考えていただこうと思います。次回は、1月16日火曜日です。日程調整とか、あと提出資料とか1月からのことについてはまた追って事務局のほうから連絡させていただきますので。じゃ今日はどうもありがとうございました。ご苦労様でした。